平成２９年（フ）第７１号
釧路市桜ケ岡２丁目６番３号
債務者　阪口　智恵
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２７３号
茨城県つくばみらい市谷井田2177番地21
債務者　松崎　美香（旧姓鮎川）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４７号
茨城県つくばみらい市谷井田1987番地17
債務者　和田ひと美（旧姓濱口）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４８号
群馬県伊勢崎市境東新井398番地
債務者　栗原　慎一
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５３号
群馬県伊勢崎市東小保方町3011―６　ハニーハウスＡ101、住民票上の住所群馬県伊勢崎市連取町3105番地７
債務者　髙木　康弘
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５９号
群馬県前橋市天川大島町３丁目11番地９
債務者　関口　富雄
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６１号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉14番地２　スカイヒルズ203号
債務者　増田　敬二
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６２号
群馬県前橋市昭和町３丁目１番３―Ｂ―203号　三菊荘
債務者　島崎真由美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６５号
群馬県前橋市総社町植野496番地５
債務者　山下藤一郎
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６９号
群馬県伊勢崎市波志江町3719番地５
債務者　徐山俊姫こと冨樫俊姫こと　徐　　俊姫
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７３号
群馬県前橋市青柳町231番地２　長沼貸家８号
債務者　山田　敏行
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７４号
群馬県前橋市青柳町231番地２　長沼貸家８号
債務者　山田　安恵
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８０号
群馬県前橋市天川大島町1445番地
債務者　櫻井ひろみ
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８８号
群馬県伊勢崎市羽黒町25番地22　エーデルリリー203
債務者　藤井　祐子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６２号
京都市東山区今熊野日吉町14番地５　池本マンション303号
債務者　塩路　政信
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
京都市北区大将軍西町172番地４　メゾン大将軍101号
債務者　石原　章雄
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
京都府与謝郡与謝町字温江238番地
債務者　藤田　和也
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所宮津支部